

***** ◇◆ 目次 ◆◇ *****

1. 【注目情報】ご注意！携帯電話やスマートフォンのトラブル
2. 【製品危害情報】携帯型空間除菌剤「ウイルスプロテクター」の自主回収
3. 中央省庁からの新着情報
4. アイネスからのお知らせ

■ 【注目情報】ご注意！携帯電話やスマートフォンのトラブル

入学、進級や就職のこの春、携帯電話、スマートフォンやパソコンを自分用やお子様向けに購入された方も多いと思います。

携帯電話やスマートフォンは便利ですが、一方で、様々なトラブルが発生しており、特に、携帯デビューや一人暮らしの増えるこの時期には、次のようなトラブルの相談がアイネスに多く寄せられています。

【事例1】無料サイトの「ワンクリック請求」

- ・「無料」アダルトサイトで「20歳以上」をクリックしたら、いきなり9万円の請求
 - ・占いやゲームから、いつのまにかアダルトや出会い系サイトに誘導され高額の請求
- 《アドバイス》～～「無料」には思わぬ落とし穴が！
- ☆あわてて表示された連絡先に連絡したり、安易に支払わない。
 - ☆市町村や県の消費生活相談窓口にご相談を
 - ☆有害サイトから我が子を守るため、フィルタリングサービスを利用する。

【事例2】「オンラインゲーム」で高額請求

- ・無料と思って携帯電話のゲームサイトを利用したら、携帯電話会社から20万円の請求
 - ・子供が親の携帯電話やクレジットカードを使い、有料のアイテム購入などで高額請求
- 《アドバイス》～～最初は無料でも、途中からの有料サービス利用で高額に！
- ☆無料と有料の境目に注意し、有料サービス利用時は課金状況を随時確認
 - ☆パスワード等の登録情報を厳重に管理し、むやみに他人に教えない。
 - ☆保護者として、携帯電話などの使用状況や課金状況に注意する。

【事例3】「サクラサイト」で深刻な被害

- ・芸能人を名乗る人物とのメール交換で出会い系サイトを利用し、百万円の請求
 - ・資産家の話し相手を募集するメールから、有料サイトに誘導され高額の請求
- 《アドバイス》～～うまい話や魅力的な誘いには要注意！
- ☆心当たりのない魅力的な誘いや脅しには、絶対に応じない。
 - ☆登録後でも、課金をしつこく勧められるなど不審を感じたら毅然と関係を絶つ。

☆おかしいと感じたら、また、身近な人の異変を感じたら、消費生活相談窓口にご相談を

この他にも様々なインターネットに関するトラブルが寄せられています。

少しでも不審なことがあれば、市町村や県の消費生活相談窓口にご相談下さい。

ご相談は、ご本人からお住まいの地域の相談窓口にご電話いただくのがルールですが、次の番号により、お近くの市町村や県の窓口にご自動的につながり、市内料金で利用できます。

《消費者ホットライン：0570-064-370》

■ 【製品危害情報】携帯型空間除菌剤「ウイルスプロテクター」の自主回収

首からぶら下げるタイプの携帯型空間除菌剤「ウイルスプロテクター」は、成分が肌に触れることで化学熱傷を起こすおそれがあります。

直ちに使用を中止し、事業者にご連絡下さい。

その他の携帯型空間除菌剤でも、場合によっては化学熱傷を起こす可能性があります

- ・ 肌に直接触れるような使用は行わない。
- ・ 就寝時は必ず外す。 ・ 乳児は使用をしない。 など、注意して下さい。

★消費者庁資料：http://www.caa.go.jp/safety/pdf/130329kouhyou_2.pdf

★事業者HP：<http://www.printing-daitoku.co.jp/>

■ 中央省庁からの新着情報

各府省等ホームページの情報から、消費生活にかかわる最新情報をお知らせします。

★国民生活センターHP：http://www.kokusen.go.jp/g_link/gyosei.html

★消費者庁HP：<http://www.caa.go.jp/>

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆市町村の消費生活相談窓口

*国東市では3月29日に、別府市は4月1日に消費生活センターが新たにスタート！

○国東市消費生活センター 電話番号：0978-72-5168

○別府市消費生活センター 電話番号：0977-21-1881

☆県の消費生活相談窓口 ※メールやファックスでは受付しておりません。

◇消費生活等相談（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- ・ 相談電話：097-534-0999

◇消費生活特別相談

- ・ 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00

- ・相談電話：097-534-0999
- ◇食品表示110番（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）
- ・受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30
- ・相談電話：097-536-5000

☆メルマガ登録者を募集しています！

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、
下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。

○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp （メルマガ専用アドレス）

=====
大分県消費生活・男女共同参画プラザ（県消費生活センター）
〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）
TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684
ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>
E-mail：a13040@pref.oita.lg.jp
=====

***** ◇◆ 目次 ◆◇ *****

1. 【注目情報】急増！高齢者を狙った健康食品の送りつけトラブル
2. 【関連情報】健康食品の有効性について
3. 啓発用DVDを制作
4. 中央省庁からの新着情報
5. アイネスからのお知らせ

■ 【注目情報】急増！高齢者を狙った健康食品の送りつけトラブル

「3ヶ月前にお申し込みいただいた健康食品を今から送ります」などと突然電話があり、「申し込んだ覚えがない」と断っても2、3万円の健康食品を強引に送りつけるといった、高齢者を狙った健康食品の送りつけトラブルが、県内でも急増しています。

- ※ 業者の高圧的な物言いに押し切られて、購入を承諾してしまった。
- ※ 勧誘を断ったら、脅されたり、暴言を吐かれた。
- ※ 商品の受け取りを拒否したのに、再度電話があり支払を強要された。 など

《アドバイス》 ～～ 覚えがなければ、きっぱりと断り続けることが大切 ～～

- ☆ 「注文したのでは？」と不安にさせるのが業者の手口です。毅然と断りましょう。
- ☆ もし商品が届いても、絶対にお金を払ってはいけません。商品の受け取りを拒否し、業者名と連絡先をメモして、市町村や県の消費生活相談窓口にご相談下さい。
- ☆ 受け取り拒否をただけでは解決しません。再度電話や送り付けの可能性もあります。
- ☆ 周りの方は、高齢者がトラブルにあっていないか見守りをお願いします。

<http://www.kokusen.go.jp/mimamori/pdf/shinsen161.pdf>

■ 【関連情報】健康食品の有効性について

テレビや新聞で毎日のように目にする健康食品。効能や効果をうたった商品も目にしますが、健康食品はあくまでも食品です。薬ではありません。バランスのとれた食生活を心掛けた上で、栄養成分などを補給することが必要な場合の補助と考えましょう。

- ※ 病気の予防や治療に効果があるなどの表示や宣伝は、法で禁止されています。
- ※ 副作用が出るおそれもあり、過大な期待をして自己判断で使うのは危険です。
- ※ 有害物質や医薬成分を含む商品の利用により、健康被害が生じた報告例もあります。
- ※ 治療を受けている人が利用する場合には、医師や薬剤師に相談してください。

独立行政法人国立健康・栄養研究所のホームページには、健康食品の成分の有効性や安全性などの情報が掲載されています。

ヒアルロン酸やコラーゲンなど、気になる項目があれば参考にしてください。

★独立行政法人 国立健康・栄養研究所…「健康食品」の安全性・有効性情報

: <https://hfnet.nih.go.jp/>

■ 啓発用DVDを制作

アイネスでは、若い世代のインターネットトラブルを未然に防止するため、トラブル事例をドラマ型式に紹介し、その対処法を伝える啓発用DVD「ちょっと待って！そのクリック大丈夫？知って防ごう！ネットトラブル」を制作しました。

県庁ホームページの「めじろん放送局」でもご覧いただけます。トラブル防止にお役立てください。

URL→http://www.mejiron.tv/channel/2/video_detail.php?vc=136574234246

地域の集まりやPTAの学習会などでご利用を希望される場合は、貸出しを行っています。詳しくはお問い合わせください。

【お申し込み・お問い合わせ】 消費生活班 電話：097-534-2038

■ 中央省庁からの新着情報

各府省等ホームページの情報から、消費生活にかかわる最新情報をお知らせします。

★国民生活センターHP：http://www.kokusen.go.jp/g_link/gyosei.html

★消費者庁HP：<http://www.caa.go.jp/>

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆市町村の消費生活相談窓口

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインの利用により、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口に自動的につながり、市内料金で相談できて便利です。

《消費者ホットライン：0570-064-370》

☆県の消費生活相談窓口 ※メールやファックスでは受付しておりません。

◇消費生活等相談（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- 相談電話：097-534-0999

◇消費生活特別相談

- 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- 相談電話：097-534-0999

◇食品表示110番（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

- 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30

・相談電話：097-536-5000

☆メルマガ登録者を募集しています！

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、
下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。

○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp (メルマガ専用アドレス)

=====
大分県消費生活・男女共同参画プラザ（県消費生活センター）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：a13040@pref.oita.lg.jp
=====

***** ◇◆ 目次 ◆◇ *****

1. 【注目情報】 子どもの家庭内事故を防ごう！
2. 【危害情報】 有害植物による食中毒にご注意
3. 消費生活啓発講座のご案内
4. アイネスからのお知らせ

■ 【注目情報】 子どもの家庭内事故を防ごう！

消費者庁等が13医療機関を対象として、2010年12月からの2年間に集めた事故情報は約1万件にのぼっています。このうち12歳以下の子どもの事故情報が全体の約8割を占めており、なかでも住宅内で5,390件の事故が起っています。

【主な事例】

- ・ 歯磨き中に転倒し、歯ブラシが喉に突き刺さった
- ・ ソファから落ちてしまい、腕を骨折した。
- ・ 浴槽の中に立っておもちゃで遊んでいたら滑って溺れた。
- ・ 台所にあった電気ポットのお湯をかぶってしまい、やけどを負った。
- ・ テーブルの上に置きっぱなしだったタバコを食べた。

歯ブラシの事故については、

http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20130328_5.pdf を

子どもの家庭内事故の特徴や事故を防ぐための注意点は、

http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20130328_4.html をご覧ください。

消費者庁の「子どもを事故から守る！プロジェクト」では、子どもの月齢・年齢ごとに起こりやすい事故とその予防策をわかりやすく紹介しています。

<http://www.caa.go.jp/kodomo/index.php?requestid=0>

■ 【危害情報】 有害植物による食中毒にご注意

これからは野山に出かけるのによい季節となりますが、山菜狩りなどで誤って有毒な野草を採取し、食べたことにより食中毒が発生しています。

食用の野草と確実に判断できない植物は、絶対に” 取らない！食べない！人にあげない！” ようにしてください。

なお、野草を食べて体調が悪くなったら、すぐに医師の診察を受けてください。

有毒植物の詳しい情報や食中毒の発生状況については、次の厚生労働省のホームページが参考になります。

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/yuudoku/

■ 消費者啓発講座のご案内

アイネスでは、県内どこでも出向いて、地域の集まりや職場・学校などで消費者トラブルにあわないための出前講座を実施しています。講座は、「気をつけよう音頭」を童謡や演歌にあわせて歌ったり、大分弁を交えた話など、楽しく学べると好評です。少人数でも受け付け、講師派遣料や交通費は不要です。お気軽にお申し込みください。

この他に、食の安全やくらしの安全などの講座も用意しています。

申込み・お問い合わせ先：097-534-2038

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆市町村の消費生活相談窓口

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインの利用により、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口自動的につながり、市内料金で相談できます。お気軽にご相談下さい。

《消費者ホットライン：0570-064-370》

☆県の消費生活相談窓口 ※メールやファックスでは受付しておりません。

◇消費生活等相談（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- ・受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- ・相談電話：097-534-0999

◇消費生活特別相談

- ・受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- ・相談電話：097-534-0999

◇食品表示110番（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

- ・受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30
- ・相談電話：097-536-5000

☆メルマガ登録者を募集しています！

配信ご希望の方は、[お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望](#)と書いて、下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。

○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp （メルマガ専用アドレス）

=====

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（県消費生活センター）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：a13040@pref.oita.lg.jp

=====

***** ◇◆ 目次 ◆◇ *****

1. facebookによる情報発信
2. 美容医療サービスの危害トラブル

■ facebookによる情報発信

facebookによる情報発信を開始しました。

アイネスでは、各種イベントや消費者被害に関する情報、被害を未然に防ぐための注意喚起など、facebookページを通じて情報発信していきます。

URL → <http://www.facebook.com/oita.iness>

【情報発信する内容】

- ・アイネスが主催する各種イベント
- ・消費者被害に関する情報
- ・被害の未然防止のための注意喚起 ほか

【facebook運用ポリシー】

facebookページを通じての情報発信にあたり、利用者の皆様に誤解や混乱が生じないよう当該ページの運用ポリシーを次のとおり定めております。内容をご確認いただき、同意の上、ご利用ください。

facebook運用ポリシー [PDFファイル/100KB]

http://www.pref.oita.jp/uploaded/life/272454_311815_misc.pdf

■ 美容医療サービスの危害トラブル

シワ取り、脱毛、豊胸、包茎などの美容医療サービスは、医師の裁量によるところが大きく、医療機関によって大きな差があります。

美容医療サービスに関する全国的な相談件数は平成21年度から23年度までの3年間で5千件を上回っており、生命・身体に影響がある危害関連の相談件数は年々増加しています。

【美容医療サービスを受けるに当たっての確認ポイント】

美容医療サービスには「リスク」があることをしっかりと認識してください。

「リスク」を認識した上で、それでも受けようと思われる方は、次の4つのポイントをしっかりと認識してください。

- ① ホームページや広告などの情報を、うのみにしない。
- ② 施術の内容、担当医師の経歴や専門分野などを確認する。
- ③ 施術を決める前に、リスクや施術効果について説明を求める。
- ④ 即日施術や追加施術、高額な施術を勧められた場合は、時間を置いて、冷静に自分で判断する。

詳しくは、次の消費者庁のホームページをご覧ください。

http://www.caa.go.jp/safety/pdf/130416kouhyou_2.pdf

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ **市町村の消費生活相談窓口**

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインの利用により、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口に自動的につながり、市内料金で相談できます。お気軽にご相談下さい。

《消費者ホットライン：0570-064-370》

☆ **県の消費生活相談窓口** ※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ **消費生活等相談**（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- ・ 相談電話：097-534-0999

◇ **消費生活特別相談**

- ・ 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- ・ 相談電話：097-534-0999

◇ **食品表示110番**（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30
- ・ 相談電話：097-536-5000

☆ **メルマガ登録者を募集しています！**

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。

○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp （メルマガ専用アドレス）

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（県消費生活センター）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：a13040@pref.oita.lg.jp

***** ◇◆ 目次 ◆◇ *****

1. クリーニングのトラブル防止
2. リコール製品情報
3. 中央省庁からの新着情報
4. アイネスからのお知らせ

■ クリーニングのトラブル防止

衣替えの季節を前に、春物や冬物の服をクリーニングされる人も多いと思います。

ドライクリーニングは、水洗いに比べて色落ちや型くずれが起りにくいとされていますが、トラブルが起きても原因の特定が難しいサービスのひとつです。

これは、着用中の繰り返しの摩耗、雨や日光、保管中の虫食いなどの影響を受けた衣服をクリーニングすることで、洗濯の際の機械的作用や溶剤等により目に見える損傷や変色まで広がったり、保管後の着用時にはじめてトラブルに気がつく場合も多いことが、着用中・クリーニング時・保管中のいずれが原因なのかの判断を難しくしています。

《アドバイス》 ～～クリーニングを預ける時と、受け取る時が肝心！

- ☆預ける時と受け取る時は、衣類の数を店側と消費者側で十分に確認する。
- ☆預ける時は、汚れや傷みの箇所などの情報と自分の要望を店側に伝える。
- ☆クリーニングに出したら、なるべく早く引き取りに行く。
- ☆衣類を受け取ったら、仕上がりをすぐチェックする。
- ☆受け取り後は、袋・カバーをはずし、日陰で風を通してから収納する。
- ☆石油臭があるときは着用しない。…合成皮革などは特に注意
- ☆トラブルに気づいたら、できるだけ早く店に連絡する。

詳しくは、次の国民生活センターのホームページをご覧ください。

http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20060804_2.html

なお、クリーニングトラブルがあった場合、賠償の基本となるのが、「クリーニング事故賠償基準」です。

Sマーク店とLDマーク店では、原則として、この基準に基づき対応しています。

Sマーク店：「クリーニング業に関する標準約款」の登録店

LDマーク店：クリーニング生活衛生同業組合の加盟店

賠償基準は、加盟店以外の場合も交渉時の参考となります。詳しくは、次の大分県生活衛生営業指導センターのホームページをご覧ください。

http://center.oita-navi.jp/shohisha/cl_trable.html

■ リコール製品情報

リコール製品を使い続けると、事故が発生するおそれがあり、大変危険です。

リコール製品をお持ちの場合には、まず使用を中止し、交換・点検・修理等の内容をご確認ください。事業者の問い合わせ先については、消費者庁ホームページの「リコール情報サイト」から検索できます。

★消費者庁HP リコール情報サイト：PCから <http://www.recall.go.jp/>
携帯から <http://www.recall.go.jp/m/>

消費者庁では、リコール製品の中でも特に点検や修理が必要な製品として31製品をとりまとめ公表しています。ぜひご確認ください。

【対象製品】 エアコン、空気清浄機、温水洗浄便座、石油ストーブ、電気ストーブ、電子レンジ、電気洗濯機、電気冷蔵庫 等

http://www.caa.go.jp/safety/pdf/130426kouhyou_2.pdf

■ 中央省庁からの新着情報

各府省等ホームページの情報から、消費生活にかかわる最新情報をお知らせします。

★国民生活センターHP：http://www.kokusen.go.jp/ncac_index.html

★消費者庁HP：<http://www.caa.go.jp/>

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ 市町村の消費生活相談窓口

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインの利用により、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口
に自動的につながり、市内料金で相談できます。お気軽にご相談下さい。

《消費者ホットライン：0570-064-370》

☆ 県の消費生活相談窓口 ※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ 消費生活等相談（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- ・ 相談電話：097-534-0999

◇ 消費生活特別相談

- ・ 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- ・ 相談電話：097-534-0999

◇ 食品表示110番（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30
- ・ 相談電話：097-536-5000

☆ **メルマガ登録者を募集しています！**

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、
下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。

○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp (メルマガ専用アドレス)

=====
大分県消費生活・男女共同参画プラザ（県消費生活センター）
〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）
TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684
ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>
E-mail：a13040@pref.oita.lg.jp
=====

■ 消費生活専門相談員資格取得支援講座のお知らせ（受講者募集）

「消費生活専門相談員」は、県や市町村等において消費生活相談業務に携わる相談員の資格を認定する制度です。

県では、「消費生活専門相談員」の資格取得を目指す方を支援する講座を、中津、日田、佐伯の3地区で開催します。

就職にも役立つ資格取得をめざして、この機会に学んでみませんか。

- ・ 募集定員：各会場20名
- ・ 講座日程：6月から9月の間に10回開催、各回4時間程度

詳しくは県のホームページをご覧ください。

<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/jukousyabosyu.html>

■ 中央省庁からの新着情報

各府省等ホームページの情報から、消費生活にかかわる最新情報をお知らせします。

★国民生活センターHP：http://www.kokusen.go.jp/ncac_index.html

★消費者庁HP：<http://www.caa.go.jp/>

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ 市町村の消費生活相談窓口

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインの利用により、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口に自動的につながり、市内料金で相談できます。お気軽にご相談下さい。

《消費者ホットライン：0570-064-370》

☆ 県の消費生活相談窓口 ※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ 消費生活等相談（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- ・ 相談電話：097-534-0999

◇ 消費生活特別相談

- ・ 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- ・ 相談電話：097-534-0999

◇ **食品表示110番**（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30
- ・ 相談電話：097-536-5000

☆ **メルマガ登録者を募集しています！**

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、
下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。

○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp （メルマガ専用アドレス）

=====

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（県消費生活センター）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：a13040@pref.oita.lg.jp

=====

***** ◇◆ 目次 ◆◆ *****

1. 【注意情報1】 再び増加！劇場型の利殖投資トラブル
2. 【注意情報2】 国や県の統計局をかたる電話
3. 中央省庁からの新着情報
4. アイネスからのお知らせ

■ 【注意情報1】 再び増加！劇場型の利殖投資トラブル

未公開株や不動産投資など劇場型の利殖投資トラブルが、最近また増加しています。

従来の「未公開株などを買ってもらえれば、倍の金額で買い取る。」といった単なるもうけ話では消費者が警戒するようになったことから、立場の違う複数の者が入れ代わり立ち代わり勧誘する「劇場型勧誘」の詐欺へと手口が巧妙になっています。

【第1幕】 複数の業者から、「〇〇会社の青い封筒が届いていないか？」と電話がある。

【第2幕】 ある日、〇〇会社の青い封筒が自宅に送られてくる。

【第3幕】 複数の業者から、「〇〇会社の封筒が届いていないか？必ずもうかる物件だが、封筒の届いた特定の人しか買えない。」などと電話があり、購入を勧誘される。

勧誘を断ると、「購入を希望する人がいるので、名義を貸してほしい。お礼に商品券を送る」などと言われ、名義だけならと了承してしまう。

【第4幕】 後日、「購入のため個人名義で振り込むところを当社名義で振り込んだため、当社は金融庁から目を付けられた。何とかしないといけないので、振込代金の100万円を立て替えてほしい。」などと電話があり、断っても「貴方名義なので、貴方にも捜査の手が及ぶかもしれない。」などと不安にさせて、振り込ませる。

【第5幕】 一旦振り込みに応じると、いろいろな口実をつけて何回も振り込ませようとする。

《アドバイス》

- ☆ 業者は、不安にさせるなどいろいろな手口で働きかけてきます。おかしいと思ったら、キッパリと断りましょう。一度お金を払ってしまうと、取り戻すのは極めて困難です。
- ☆ 不審・不安に思ったり、トラブルが生じたら、消費生活窓口にご相談ください。
- ☆ 周りの人も、高齢者がトラブルに遭っていないか見守りを

国民生活センター ↓

http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20121004_1.html

■ 【注意情報2】 国や県の統計局をかたる電話

今年4月以降、大分・別府市内の高齢者宅に、国の統計局や県の統計調査課を名乗る男性からの電話が、相ついでかかっています。

電話では、「国勢調査をしている」、「年金についてアンケート調査をしている」と前置きし、年金の振り込み先や、預貯金残高を聞き出そうとするものです。ご注意ください。

《アドバイス》

☆ 国や県が電話で国勢調査、統計調査を行うことは絶対にありません。

☆ このような電話が架かってきた時は、すぐに電話を切って、警察に相談して下さい。

■ 中央省庁からの新着情報

各府省等ホームページの情報から、消費生活にかかわる最新情報をお知らせします。

★国民生活センターHP：http://www.kokusen.go.jp/ncac_index.html

★消費者庁HP：<http://www.caa.go.jp/>

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ 市町村の消費生活相談窓口

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインの利用により、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口
に自動的につながり、市内料金で相談できます。お気軽にご相談下さい。

《消費者ホットライン：0570-064-370》

☆ 県の消費生活相談窓口 ※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ 消費生活等相談（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- ・ 相談電話：097-534-0999

◇ 消費生活特別相談

- ・ 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- ・ 相談電話：097-534-0999

◇ 食品表示110番（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30
- ・ 相談電話：097-536-5000

☆ メルマガ登録者を募集しています！

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、

下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。

○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp (メルマガ専用アドレス)

=====
大分県消費生活・男女共同参画プラザ（県消費生活センター）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：a13040@pref.oita.lg.jp
=====

***** ◇◆ 目次 ◆◇ *****

- 1 【注目情報1】“遠隔操作”によるプロバイダ勧誘トラブルにご注意！
- 2 【注目情報2】 消費者トラブルの被害者に対する二次被害
- 3 アイネスからのお知らせ

■ 【注目情報1】“遠隔操作”によるプロバイダ勧誘トラブルにご注意！

自分のパソコンに遠隔操作をさせるソフトをダウンロードさせられ、必要なIDやパスワードを相手に伝えたため、相手のパソコンから“遠隔操作”されて契約となってしまうというトラブルです。

ホントかなと思うかもしれませんが、業者の巧みな話術の結果、承諾していないままプロバイダ等と契約したことになったり、解除に際して高い解約違約金を請求されるなどの相談が寄せられています。ご注意ください。

詳しい手口の一例は、次のとおりです。

電話会社の関連事業者等を名乗る業者から、毎月のネット回線料金が格安になると電話で勧誘され、工事不要で画面上の作業のみと言葉巧みに説明されて、遠隔操作のソフトをダウンロードさせられ、その後、自分のパソコンに表示されたIDやパスワードを伝えたことにより、相手のパソコンから“遠隔操作”されて契約となってしまいます。

このトラブルは、契約書がないなど双方の合意内容を事後に確認しにくいいため、解決が難しいのが実情です。

《アドバイス》 ～～自分のパソコンのIDやパスワードを安易に教えない！

- ☆契約の内容を十分に理解して契約し、必要がなければきっぱり断ること。
- ☆トラブルになったら、市町村や県の消費生活相談窓口にご相談ください。

★国民生活センター HP ↓

http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20130613_1.html

■ 【注目情報2】 消費者トラブルの被害者に対する二次被害

未公開株詐欺などの消費者トラブルの被害者に対して、「損を取り戻します」などと被害の救済を装って電話で勧誘し、裁判費用や手数料などの名目で金銭を振り込ませる等の二次被害の相談が、高齢者を中心に全国で約1万6千件（平成24年度）にのぼっています。

また、過去に訪問販売でトラブルに遭った人に対して、「訪問販売の手口を止める」、「被害者名簿から削除する」などと持ちかけ、高額の手数料を請求する事例の相談も寄せられて

います。

公的機関や、NPO団体、探偵事務所を名乗るなど手口は様々です。

《アドバイス》 ～～手続き費用として金銭を要求されたら、きっぱりと断ること！

☆簡単に被害回復できると思わせる勧誘には、要注意です。

☆高齢者が不審な勧誘を受けていないかなど、身近な人が日頃から心配りを！

☆市町村や県の消費生活相談窓口にご相談ください。

★国民生活センター HP 資料 ↓

<http://www.kokusen.go.jp/mimamori/pdf/shinsen167.pdf>

<http://www.kokusen.go.jp/mimamori/pdf/shinsen165.pdf>

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ 市町村の消費生活相談窓口

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインの利用により、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口
に自動的につながり、市内料金で相談できます。お気軽にご相談下さい。

《 消費者ホットライン：0570-064-370 》

☆ 県の消費生活相談窓口 ※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ 消費生活等相談（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- ・ 相談電話：097-534-0999

◇ 消費生活特別相談

- ・ 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- ・ 相談電話：097-534-0999

◇ 食品表示110番（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30
- ・ 相談電話：097-536-5000

☆ メルマガ登録者を募集しています！

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、
下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。

○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp （メルマガ専用アドレス）

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（県消費生活センター）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL : 097(534)4034 FAX : 097(534)0684

ホームページ : <http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail : a13040@pref.oita.lg.jp

=====

***** ◇◆ 目次 ◆◇ *****

- 1 【注目情報】 個人情報削除という電話勧誘が寄付の強要に
- 2 アイネス作製のネットトラブル未然防止DVDが「優秀賞」を受賞

■ 【注目情報】 個人情報削除という電話勧誘が寄付の強要に

「個人情報を無料で削除してあげる」という高齢者への電話勧誘が、いつのまにか強要に替わっているという、手の込んだ劇場型詐欺の実例です。

本県の相談者は「被災地に装置を寄付するので名義を貸してほしい」との段階で断っていますが、他県では名義貸しを了承したあとで断り3千万円要求された例もあります。

詳しい手口は、次のとおりです。

【詐欺の手口】

- 1 消費生活センターとよく似た会社名を名乗り、「3社にあなたの個人情報が登録されているので、無料で抹消してあげる」と勧誘される。
 - 2 承諾すると、個人情報を登録しているという他県の業者の電話番号を教えられ、相談者の「お客様番号」を確認するよう言われる。
 - 3 教えられた県外の業者に電話すると、相談者の7桁の番号を伝えられる。
 - 4 最初の業者に再度電話して7桁の番号を伝え、これで個人情報が抹消された旨を伝えられた後に、「当社は被災地を支援する会社であり、放射能除去装置を寄付するので、あなたにもボランティアとして協力してほしい。名義を貸してくれるだけでよい」と勧誘される。
- ※ 他県では、名義貸しを一旦承諾し、後で断った際に、「放射能除去装置の代金3千万円を払え」と要求された相談例があります。。

《ここに注目》

最初から寄付の勧誘では断られるため、県外の業者も登場し、無料で個人情報が抹消できたとおぼせてから、ボランティアへの協力をもち出して名義の借用を了承させるものです。了承させた後は、行政に目を付けられたなどの名目で金銭を出させることが想定されます。ご注意ください。

■ アイネス作製のネットトラブル未然防止DVDが『優秀賞』を受賞

アイネスが作製したネットトラブル未然防止DVDが、公益財団法人消費者教育支援センター主催「消費者教育教材資料表彰」において、『優秀賞』を受賞しました。

この賞は、学校で効果的に活用できる教材資料を表彰する制度で、平成14年度より隔年で行われており、今回は6回目になります。

受賞した作品のうち、視聴覚資料部門の「大分県」とWebサイト部門の「愛知県」が、教材資料についてのプレゼンテーションを行いました。

- 受賞作品：大分県啓発「DVD」…ネットトラブル未然防止学習教材
ちょっと待って！そのクリック大丈夫？ 知って防ごう！ネットトラブル
- DVDは大分県のホームページからご覧になれます。 URL→
http://www.mejiron.tv/channel/2/video_detail.php?vc=136574234246
- 公益財団法人消費者教育支援センターのホームページ
http://www.consumer-education.jp/nice/project/g_cont/

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）では、DVDの貸出しを行っています。ご利用ください。

【問合せ・申込み先：097-534-2038】

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ 市町村の消費生活相談窓口

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインの利用により、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口に自動的につながり、市内料金で相談できます。お気軽にご相談下さい。

《 消費者ホットライン：0570-064-370 》

☆ 県の消費生活相談窓口 ※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ 消費生活等相談（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- 相談電話：097-534-0999

◇ 消費生活特別相談

- 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- 相談電話：097-534-0999

◇ 食品表示110番（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

- 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30
- 相談電話：097-536-5000

☆ メルマガ登録者を募集しています！

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、
下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。

○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp (メルマガ専用アドレス)

=====

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（県消費生活センター）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：a13040@pref.oita.lg.jp

=====

***** ◇◆ 目次 ◆◇ *****

- 1 【注目情報】 ご注意！子どもの事故防止
- 2 平成24年度消費生活相談の概要
- 3 アイネスからのお知らせ

■ 【注目情報】 ご注意！子どもの事故防止

楽しい夏休みの始まりですが、一方で、この時期は熱中症、水の事故など子どもの事故に特に注意が必要な季節でもあります。

1歳以上の子どもの死亡原因の第1位は「不慮の事故」です。子どもの事故は、周囲の大人たちが、子どもの身の回りの環境にちょっとした注意を払い、対策を立てることで防止できるケースが多くあります。東京消防庁などの事故例等をご紹介します。

【ビニールプールでの事故】

- ★ 5歳と3歳の兄弟がビニールプールで遊んでいた際、母親が1～2分間目を離した際に3歳の男児がプールに沈んでしまった。
- ★ 7ヶ月の男児が父親とビニールプールで遊んでいた際、父親が部屋に戻ってテレビを見ながらガラス越しの様子を見ていたら、男児の顔が水没し意識、呼吸がなかった。
- ☆ <http://www.caa.go.jp/kodomo/mail/past/vol/20130530.php>

【浴室でのおぼれ】

- ★ 自宅の浴室で母親と子ども2人で入浴し、母親が先に次男を浴槽から上げ、5分後に浴室に戻ったところ、4歳の長男が溺れていたため119番通報（4歳男児・重症）

【扇風機カバー使用時のケガ】

- ★ 扇風機は、使用中に子どもが羽根ガードの中に指を入れて怪我をする危険がありますので注意が必要です。
- ★ 東京都の調査では、市販の扇風機カバーを使用しているも、使用経験者の30%以上が、子どもが怪我をしそうになったり、怪我をした経験があると回答しています。
- … <http://www.metro.tokyo.jp/INET/CHOUSA/2011/07/6017r500.htm>

【高所からの転落】

- ★ 自宅2階のバルコニーに置いてあったエアコン室外機の上で遊んでいた子どもが、母親が目を離した際に地上へ転落したため119番通報（2歳男児・重症）

【カーテンの留めひも（タッセル）による窒息事故】

- ★ 1歳の男の子がカーテンの留めひも（タッセル）に首を引っ掛けて窒息し、救急搬送
- ☆ 日本小児科学会「カーテンの留め紐による縊頸」

<http://www.caa.go.jp/kodomo/mail/past/vol/20130502.php>

消費者庁の“子どもを事故から守る！プロジェクト”のホームページでは、お子さんの年齢別、事例別に起こりやすい事故とその防止策について紹介しています。↓

<http://www.caa.go.jp/kodomo/index.php>

■ 平成24年度消費生活相談の概要

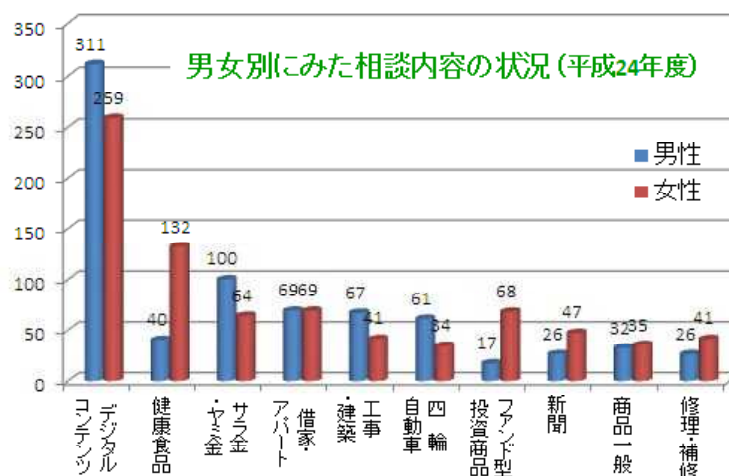
平成24年度にアイネスが受け付けた消費生活相談件数は3,792件でした。県内市町村の相談体制の充実等もあり、前年度に比べて555件減少しています。

【契約当事者の構成】

- ・居住地別：大分市(43%)、別府市(13%)、中津市(6%)、佐伯市・日田市(4%)、宇佐市・日出町・由布市・豊後大野市・臼杵市(3%)の順
- ・職業別：給与生活者(33%)、無職(30%)、家事従事者(14%)、自営・自由業、学生の順
- ・性別：女性(53%)、男性(44%)、不明(3%)
- ・年代別：70歳以上(21%)、40歳代・60歳代(15%)、50歳代(13%)、30歳代(11%)、20歳代、20歳未満の順…70歳以上が昨年より増加

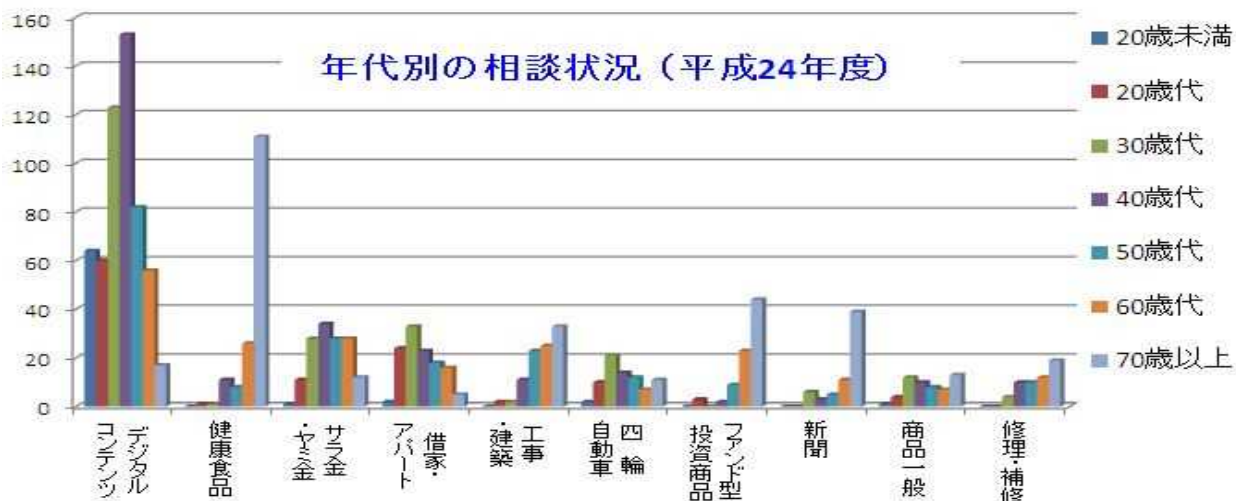
【商品・サービス別の苦情相談ランキング】

- ・第1位：デジタルコンテンツ…インターネットを通じての情報提供サービス
- ・第2位：健康食品
…前年度に比べ急増
- ・第3位：サラ金・ヤミ金
…多重債務やヤミ金融等
- ・第4位：借家・アパート
- ・第5位：工事・建築
- ・第6位：四輪自動車
- ・第7位：ファンド型投資商品
- ・第8位：新聞
- ・第9位：商品一般
- ・第10位：修理・補修



【年代別の苦情相談状況】

- 20歳未満：相談の大部分はデジタルコンテンツ
- 20歳代～30歳代…第1位：デジタルコンテンツ、第2位：借家・アパート
- 40歳代～60歳代…第1位：デジタルコンテンツ、第2位：サラ金・ヤミ金
- 70歳以上…第1位：健康食品、第2位：ファンド投資商品



※詳しくはアイネスのホームページをご覧ください。

http://www.pref.oita.jp/uploaded/life/265567_296022_misc.pdf

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ 市町村の消費生活相談窓口

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインの利用により、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口
に自動的につながり、市内料金で相談できます。お気軽にご相談下さい。

《 消費者ホットライン：0570-064-370 》

☆ 県の消費生活相談窓口 ※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ 消費生活等相談（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- 相談電話：097-534-0999

◇ 消費生活特別相談

- 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- 相談電話：097-534-0999

◇ 食品表示110番（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

- 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30
- 相談電話：097-536-5000

☆ **メルマガ登録者を募集しています！**

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、
下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。

○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp (メルマガ専用アドレス)

=====
大分県消費生活・男女共同参画プラザ（県消費生活センター）
〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）
TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684
ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>
E-mail：a13040@pref.oita.lg.jp
=====

***** ◇◆ 目次 ◆◇ *****

- 1 【注目情報1】 長期使用の扇風機など夏の事故防止
- 2 【注目情報2】 ヤミ金融の相談増加
- 3 アイネスからのお知らせ

■ 【注目情報1】 長期使用の扇風機など夏の事故防止

毎日、暑い日が続いています。熱中症にならないよう、エアコンや扇風機など適切に使って過ごしていると思いますが、長期間使用した扇風機が原因で住宅を全焼するなどの事故が起こっており注意が必要です！

◆ 事例 ◆

使用中の扇風機付近から出火し、住宅を全焼して、一人が重度のやけどを負った。（平成23年7月 宮城県）

◆ 原因 ◆

30年の長期使用により、部品から異常発熱が生じ、スパーク（火花）が発生して周囲のほこり等に着火した。スイッチをいれたまま、その場を離れていた。

◆ 使用中止のチェックリスト ◆

- ① スイッチを入れてもファンが回らない、叩くと回り出す
- ② ファンの回転が遅かったり、不規則だったりする
- ③ モーター部分が熱い、焦げくさい、異常な音がする
- ④ コードが折れ曲がったり破損している

<http://www.nite.go.jp/jiko/poster/data/0010.pdf>

この他に、次の様な事例についてもご注意ください。

【エアコンから出火・火災】

- ★ コード部分の接触不良や、室外機内にエアコン洗浄液等が付着し更に結露により発火
- ☆ 電源コードは専用のコンセントに直接つなぐ。
- ☆ 市販の洗浄剤を利用するときは、取扱説明書に従って正しく使用する。

<http://www.nite.go.jp/jiko/poster/data/0460.pdf>

【カセットボンベ等の破裂】

- ★ 日中、野外に停めていた車中のライター、カセットボンベやスプレー缶が破裂し火災
- ☆ スプレー缶など可燃性ガスが使用されているものは、高温になるところには置かない。

<http://www.nite.go.jp/jiko/leaflet/leaflet.html>

※以上は、独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）の資料から引用

■ 【注目情報21】 ヤミ金融の相談増加

“サラ金・ヤミ金”に関する相談は、平成18、19年度は千件を超えており、アイネスの相談件数のトップを占めていましたが、貸金業法の改正等に伴って減少し、平成24年度は“デジタル・コンテンツ（インターネットを通じての情報提供サービス）”、“健康食品”に次いで第3位、168件でした。

ところが、最近またヤミ金融に関する相談が増加傾向にあります。

ヤミ金融は違法であり、相談窓口は警察ですので、警察への相談・情報提供をおすすめしていますが、アイネスに相談のあった場合には次のことをアドバイスしています。

☆ ヤミ金融からの電話・メールは無視すること

ヤミ金融業者は借り手に頻繁に電話をすることにより、心理的圧力をかけて支払いを迫ります。「無視する。電話に出ない。ヤミ金融の電話はすぐに切る。」ことが大切です。

勤務先や家族等の個人情報を知られた場合は、業者から電話があっても取り次ぎを断るよう、勤務先等にも協力してもらいましょう。

☆ 個人情報を教えない。

ヤミ金融業者は督促先を広げるために、借り手にとって電話されたら困る家族や勤務先などの個人情報を聞き出そうとします。業者に知られてしまった以外の個人情報を教えないことが大切です。

☆ ネットで検索した業者や電話勧誘のあった業者に、安易に申し込まない。

ネット上では、多くのヤミ金融業者が登録業者を装って借入れを誘っています。

金融庁等への登録の有無や金利について確認せず、安易にネット上から借りることは危険です。

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ 市町村の消費生活相談窓口

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインの利用により、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口自動的につながり、市内料金で相談できます。お気軽にご相談下さい。

《消費者ホットライン：0570-064-370》

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ 市町村の消費生活相談窓口

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインの利用により、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口
に自動的につながり、市内料金で相談できます。お気軽にご相談下さい。

《 消費者ホットライン：0570-064-370 》

☆ 県の消費生活相談窓口 ※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ 消費生活等相談（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- ・ 相談電話：097-534-0999

◇ 消費生活特別相談

- ・ 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- ・ 相談電話：097-534-0999

◇ 食品表示110番（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30
- ・ 相談電話：097-536-5000

☆ メルマガ登録者を募集しています！

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、
下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。

○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp （メルマガ専用アドレス）

=====
大分県消費生活・男女共同参画プラザ（県消費生活センター）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：a13040@pref.oita.lg.jp
=====

***** ◇◆ 目次 ◆◇ *****

- 1 【注目情報】 間違えやすい“クーリング・オフ”
- 2 アイネスからのお知らせ

■ 【注目情報】 間違えやすい“クーリング・オフ”

アイネスに寄せられる相談の中で意外と多いのが、「店舗での買い物をクーリング・オフしたい。」などといった『クーリング・オフ』についての誤解です。

【クーリング・オフ制度とは】

クーリング・オフ制度は、契約した後、頭を冷やして（Cooling Off）冷静に考え直す機会を確保するものです。

私たちが日々の生活で受けている有料のサービスや商品の購入は「契約」にあたり、一旦契約が成立すると、消費者は原則として一方的に解約することはできません。

しかし、訪問販売のような不意打ち的な取引などでは、知識や情報の少ない消費者にとって不利な場合が多く見られます。

そこで、消費者を保護するため、特定の取引に限って、契約後でも一定期間内であれば、無条件で契約を解除できる制度が『クーリング・オフ』です。これにより、支払済のお金は全額返金してもらえますし、商品の返送料も負担する必要はありません。

毎日の相談の中で意外と多いのが、「店舗での買い物でクーリング・オフしたい。」などクーリング・オフについての誤解です。

【クーリング・オフ可能な取引と可能期間】

法律ではクーリング・オフについて、次のとおり定められています。

主な取引内容と可能期間は次のとおりです。

- ①訪問販売…キャッチセールスなど店舗外での販売を含む…8日間
- ②訪問購入…業者が自宅を訪ねて、商品の買い取りを行うもの＝押し買い…8日間
- ③電話勧誘販売…電話をかけさせられた場合を含む…8日間
- ④特定継続的役務提供…エステ、パソコン・外国語の教室、塾、家庭教師、結婚相談所…契約金額が5万円を超える契約のみ…8日間
- ⑤連鎖販売取引…マルチ商法…20日間
- ⑥業務提供誘引販売取引…内職商法、モニター商法…収入が得られると言って、仕事紹介の登録料やモニター料等を支払わせるもの…20日間

なお、次の場合は、期間を過ぎていてもクーリング・オフが可能です。

- ・契約書面にクーリング・オフの記載がなかったり、契約書を受け取っていない場合

- ・「クーリング・オフができない」など、業者がうそを言って契約した場合
- ・脅されて手続きができなかった場合

【クーリング・オフできない取引】

次のような取引には、クーリング・オフはできません。

- ①自分からお店に行つての買い物や契約…可能取引のうち④～⑥は店舗での契約も可能
- ②通信販売…ただし、広告やインターネット画面に返品特約の表示（未開封に限って返品可、返品不可など）をしていない場合は、8日間は可能（送料は本人負担）
- ③3千円未満の商品を、現金で購入した場合
- ④訪問販売、電話勧誘販売、特定継続的役務提供による取引で、健康食品、化粧品等で、使用・開封したもの（販売員から試すよう言われて使用した場合を除く）
- ⑤他の法律が優先される契約…プロバイダ等の通信契約、乗用自動車、葬式等
- ⑥営業目的の契約、農協や生協などがそれぞれの組合員に行う販売等

【クーリング・オフの手続き】

クーリング・オフの手続きは、必ず書面で行います。

- ・クレジット契約している場合は、販売会社とクレジット会社双方に通知
 - ・簡易書留など証拠の残る方法で送り、コピーをとり（ハガキは両面）、保管
- 手続きや書き方が分からない場合や、トラブルに遭ったなど困ったときはご相談ください。

ハガキの書き方などは、こちらをご覧ください。

http://www.kokusen.go.jp/soudan_now/data/coolingoff.html

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ 市町村の消費生活相談窓口

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインの利用により、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口に自動的につながり、市内料金で相談できます。お気軽にご相談下さい。

《 消費者ホットライン：0570-064-370 》

☆ 県の消費生活相談窓口 ※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ 消費生活等相談（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日を除く）9：00～17：30
- ・ 相談電話：097-534-0999

◇ 消費生活特別相談

- ・ 受付時間：日曜日（第3日曜を除く）13：00～16：00
- ・ 相談電話：097-534-0999

◇ 食品表示110番（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

- 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30
- 相談電話：097-536-5000

☆ **メルマガ登録者を募集しています！**

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、
下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。

○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp （メルマガ専用アドレス）

=====

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（県消費生活センター）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：a13040@pref.oita.lg.jp

=====

***** ◇◆ 目次 ◆◇ *****

- 1 家電製品のリコール情報
- 2 アイネスからのお知らせ

■ 【特集】 家電製品のリコール情報

火災などの重大製品事故に伴う家電製品（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・洗濯乾燥機・衣類乾燥機、電子レンジ）のリコール情報をとりまとめました。
お使いの機種をご確認ください。

※この他の機器は、消費者庁のホームページが参考になります。

<http://www.recall.go.jp/>

【エアコン】 次の4件（平成16年以降対応分）

- ・東芝キャリア株式会社（平成10年～14年に製造販売分の一部機種…点検修理）
<http://www.recall.go.jp/article/detail.php?rci=00000004061>
- ・ダイキン工業株式会社（平成6年～10年製造の一部機種…点検修理）
<http://www.daikin.co.jp/taisetsu/2009/090203/index.html>
http://www.daikin.co.jp/taisetsu/2004/041019_r/index.html
- ・三菱重工株式会社（昭和51年～56年製造の一部機種…使用中止依頼）
http://www.mhi-air.co.jp/contents/13-news/important_news0004.html
- ・三洋電機株式会社（昭和51年以前製造の一部機種…使用中止依頼）
http://panasonic.co.jp/sanyo/info/products_safety/100521.html

【テレビ】 次の11件（平成15年以降対応分）

- ・ソニー株式会社
平成17年、19年～20年、21年販売の一部液晶テレビ…修理等
平成2年12月までに製造のブラウン管テレビ…使用中止依頼
<http://www.sony.jp/bravia/info/>
- ・日本ビクター株式会社
平成15年～18年製造の一部プラズマテレビ…修理
平成3年～5年、13年～14年製造の一部ブラウン管テレビ…修理
<http://www3.jvckenwood.com/support/info/>
- ・三菱電機株式会社（ブラザー工業ブランド分を含む）
昭和63年～平成3年製造の一部ブラウン管テレビ…使用中止依頼
<http://www.mitsubishielectric.co.jp/oshirase/ctv1001/>

- ・株式会社ダイナコネクティブ（販売元：イオン株式会社）
平成21年販売の液晶テレビ…点検修理
http://www.aeon.info/news/important/pdf/4_091117R.pdf
- ・株式会社東芝
平成2年～3年、5年～9年製造の一部ブラウン管テレビ…点検修理
<http://www.toshiba.co.jp/regza/osirase/>
- ・シャープ株式会社
平成16年～18年製造の一部液晶テレビ…修理
<http://www.sharp.co.jp/support/announce/lc26gd.html>
- ・松下電器産業株式会社
平成16年～17年製造の一部液晶テレビ…修理
<http://panasonic.co.jp/corp/news/official.data/data.dir/jn080219-1/jn080219-1.html?ref=news>
- ・バイデザイン株式会社
平成18年以降製造の液晶テレビ（型番：LW-3700DFK）
…製造者破産のため使用中止依頼
- ・株式会社日立製作所
平成17年～18年製造の一部液晶テレビ…修理
http://av.hitachi.co.jp/link/tv_0710w26.html
- ・日本サムソン株式会社
平成14年～16年製造の一部液晶テレビ…修理
<http://www.samsung.com/jp/support/newsalert/supportNewsAlertMain.do>
- ・長瀬産業株式会社
平成17年～18年製造の一部液晶テレビ…質問受付
<http://www.axion-visual.com/>

【冷蔵庫】 次の5件（平成19年以降対応分） ※冷凍庫は該当なし

- ・シャープ株式会社（シャープブランドと無印良品ブランド）
（平成8年～13年製造の一部機種…点検修理）
http://www.sharp.co.jp/support/announce/sj_info_120416.html
http://www.sharp.co.jp/support/announce/sj_info_100126.html
- ・LG電子ジャパン株式会社（平成15年～17年製造の一部機種…修理）
<http://www.lg.com/jp/support/support-notice/JPNTC120806004002>
- ・株式会社富士通ゼネラル（平成9年～13年製造の一部機種…点検修理）
http://www.fujitsu-general.com/jp/i_info/ref0806/index.html
- ・ドメティック株式会社（製造：エレクトロラックス・ジャパン株式会社）
（平成3年～6年製造の一部機種…回収）
<http://www.dometic.com/jp/Asia-Pacific/Japan/News/78604/>

- 松下電器産業株式会社（平成元年～4年製造の一部機種…修理）
<http://panasonic.co.jp/ap/info/important/product/index.htm>

【洗濯機】 次の4件（平成10年以降報告分）

- シャープ株式会社（平成11年～18年製造の一部機種…点検修理）
http://www.caa.go.jp/safety/pdf/130729kouhyou_1.pdf
- ハイアールジャパンセールス株式会社（平成14年～20年製造の一部機種…点検修理）
http://www.haier.com/jp/support/haier_washing_machine/index.shtml
- 三菱電機株式会社、日本建鉄株式会社（平成11年～12年製造の一部機種…修理）
<http://www.mitsubishielectric.co.jp/oshirase/sentakuki0801/>
- シャープ（株）、無印良品((株)良品計画)（平成10年～11年製造の一部機種…点検修理）
<http://www.sharp.co.jp/support/anounce/es42x.html>

【洗濯乾燥機】 次の6件（平成17年以降対応分）

- 三洋電機株式会社（平成14年～21年製造の一部機種…修理）
http://www.panasonic.co.jp/sanyo/info/products_safety/130515.html
http://panasonic.co.jp/sanyo/info/products_safety/090918-01.html
- 東芝ホームアプライアンス株式会社（平成13年～19年製造の一部機種…修理）
<http://www.toshiba.co.jp/tha/info/>
<http://www.toshiba.co.jp/tha/info/090904.htm>
- LGエレクトロニクス（旧「LG電子」）（株）（平成20年～21年製造の一部機種…交換）
<http://www.lg.com/jp/press-releases/wdrecall>
- (株)桜川ポンプ製作所（販売元：インタックSPS（株））（平成14年～21年販売…修理）
（ブランド名：COPAMA、製品名：Euro3000型）
- 日本サムソン株式会社（平成15年～18年販売分の一部機種…修理）
<http://www.samsung.com/jp/support/newsalert/supportNewsAlertMain.do>
- 日立ホーム&ライフソリューション（株）（平成13年～14年製造の一部機種…点検修理）
<http://kadenfan.hitachi.co.jp/nw-db/index.html>

【衣類乾燥機】 次の5件（平成2年以降対応分）

- ミーレジャパン株式会社（平成7年～18年製造の一部機種…修理）
連絡先：0120-310-229
- 松下電器産業株式会社（OEM：東京ガス、大阪ガス、東邦ガス）
（平成9年～11年製造の一部機種…点検修理）
<http://panasonic.co.jp/corp/news/official.data/data.dir/jn080909-2/jn080909-2.html?ref=news>
- 松下電器産業株式会社（平成5年～13年製造の一部機種…修理）
<http://panasonic.co.jp/ap/info/important/product/index.htm>

- 三菱電機株式会社、日本建鉄株式会社（平成6年～11年製造の一部機種…修理）
<http://www.mitsubishielectric.co.jp/oshirase/iruikansoki0705/>
- 東芝ホームアプライアンス株式会社（東芝、NECブランド）
（平成昭和年～年製造の一部機種…点検修理）
http://www.toshiba.co.jp/tcm/information/070410_j.htm
<http://www.nec.co.jp/news/info/20070410.html>

【電子レンジ】 次の6件（平成15年以降対応分）

- ツインバード工業株式会社（平成23年～24年製造の一部機種…修理）
<http://www.twinbird.jp/docs/osirase/20120207/>
- 東芝ホームアプライアンス株式会社（平成16年～17年製造の一部機種…修理）
<http://www.toshiba.co.jp/tha/info/091028.htm>
- 三洋電機株式会社（平成12年～19年製造の一部機種…修理）
http://panasonic.co.jp/sanyo/info/products_safety/080711.html
- 小泉成器株式会社（平成9年～12年製造の一部機種…修理）
<http://www.seiki.koizumi.co.jp/important/index.html>
- パナソニック株式会社（松下電器産業株式会社、旧松下住設機器株式会社）
（昭和63年～平成5年製造の一部機種…修理）
<http://panasonic.co.jp/ap/info/important/product/index.htm>
- 岩谷産業株式会社（平成9年～12年販売（製造：株式会社千石）の一部機種…点検修理）
http://www.iwatani.co.jp/jpn/top_info/detail.php?idx=8

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ 市町村の消費生活相談窓口

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインの利用により、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口
に自動的につながり、市内料金で相談できます。お気軽にご相談下さい。

《 消費者ホットライン：0570-064-370 》

☆ 県の消費生活相談窓口 ※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ 消費生活等相談（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- 相談電話：097-534-0999

◇ 消費生活特別相談

- 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- 相談電話：097-534-0999

◇ 食品表示110番（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

- 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30

- 相談電話：097-536-5000

☆ **メルマガ登録者を募集しています！**

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、
下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。

○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp (メルマガ専用アドレス)

=====
大分県消費生活・男女共同参画プラザ（県消費生活センター）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：a13040@pref.oita.lg.jp
=====

***** ◇◆ 目次 ◆◇ *****

- 1 【注目情報】 後を絶たない『買え買え詐欺』
- 2 アイネスからのお知らせ

■ 【注目情報】 後を絶たない『買え買え詐欺』

「あなたしか買えないので、代わりに買ってくれたら高く買い取る。」などと言ってお金を振り込ませようとする詐欺的なもうけ話が、「買え買え詐欺」です。

未公開株、社債や、シェールガスの採掘施設運用権等の怪しげな権利など対象は様々ですが、最近ではダイヤモンドの購入を持ちかけるケースが全国的に報告されており、アイネスにも相談が寄せられています。

【詐欺の手口】

この詐欺では、様々な役割の者が登場する「劇場型勧誘」の手口で、消費者（主に高齢者）を信じ込ませようとします。

典型的な手口では、未公開株などの案内（A社）が自宅に突然届きます。その数日後に、数社から、例えば、「貴方に届いたA社の未公開株などは、大分県内の2千人限定で送られた価値のあるもので、ぜひ手に入れたい。A社から買ってくれば、すぐに高額で買い取るので、連絡してほしい。」などと電話で勧誘し、契約をあおります。消費者がA社に商品の購入を申し込み、代金を支払うと、A社を含めたどの業者とも連絡が取れなくなり、詐欺と気がつくものです。

また、勧誘を断った場合も、例えば、震災等のボランティア活動の名義だけ貸してほしいと依頼され、了解すると、その後その名義貸しが違法と判明したので対応のために必要との名目で現金を要求されるなど、手口はより巧妙化、悪質化しています。

【ここに注意】

代金の振込にあたって銀行や郵便局での振り込みではなく、宅配便による送金を指定されたら詐欺のシグナルです。

金融機関では振り込め詐欺防止のため様々な対策が講じられています。そこで、口座凍結等を避けるため、悪質業者は宅配便を使ってお金を送らせようとするものです。

衣類などと記載して送金するよう業者の指示を受けて、宅配便でお金を送ってしまうと、証拠も残らず、お金を取り戻すことはますます困難になります。

《アドバイス》

☆ 「買え買え詐欺」では、一度お金を送ってしまうと、取り戻すことは困難です。絶対にお金を送らないで下さい。

☆ 勧誘の電話を受けた際、長く話を聞いてしまうと切りづらくなります。早めにきっぱり断りましょう。

☆ トラブルに遭っている人のほとんどが高齢者です。家族や周囲の人も気を配りましょう。

☆ おかしいと思ったときやトラブルが起きたときは、できるだけ早く市町村やアイネスにご相談下さい。

★ 国民生活センター HP 資料 ↓

http://www.kokusen.go.jp/soudan_now/data/kaekaesagi.html

【消費生活に関するご相談は・・・】

★ 市町村の消費生活相談窓口

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインの利用により、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口
に自動的につながり、市内料金で相談できます。お気軽にご相談下さい。

《 消費者ホットライン：0570-064-370 》

★ 県の消費生活相談窓口 ※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ 消費生活等相談（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- ・ 相談電話：097-534-0999

◇ 消費生活特別相談

- ・ 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- ・ 相談電話：097-534-0999

◇ 食品表示110番（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30
- ・ 相談電話：097-536-5000

★ メルマガ登録者を募集しています！

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、
下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。

○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp （メルマガ専用アドレス）

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（県消費生活センター）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ： <http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail： a13040@pref.oita.lg.jp

***** ◇◆ 目次 ◆◇ *****

- 1 【注目情報】 ご注意！台所での事故防止
- 2 アイネスからのお知らせ

■ 【注目情報】 ご注意！台所での事故防止

台所は火気、刃物や様々な家電製品を取り扱うため、思わぬ危険が潜んでいます。そこで、台所で起こりやすい事故や火災についてまとめました。

【ガスコンロやIH調理器の事故】

台所では、揚げ物調理中にその場を離れていて発火するなど、いろいろな火災の原因が潜んでいます。

【事例①】 ガスコンロのグリル内から発火

（原因）ガスコンロを使用しようとして誤ってグリルを点火したため、グリル内に溜まっていた油脂等が加熱されて発火

【事例②】 IH調理器で、なべ底が反っていたために発火

（原因）なべ底に反りやくぼみがあったため、温度センサーが温度を正常に検知することができなくて発火

【事例③】 IH調理器で、油量が少なすぎて発火

（原因）油の量が少なかったため急激に温度が上昇し、温度センサーが正確な温度を測ることができなくて発火

【事例④】 IH調理器で、汚れ防止マットを使用して発火

（原因）温度センサーが温度を正常に検知できなくなり発火

- ◆調理中その場を離れるときは、必ず、ガスや電気のスイッチを切る。
- ◆グリル部分は、油脂が溜まらないよう清掃が必要
- ◆IH調理器は、反りやくぼみのない底が平らなものを使用する。
- ◆揚げ物調理時の油量は、取扱説明書に従う。

<http://www.nite.go.jp/jiko/poster/data/O480.pdf>

【スライサーやハンドミキサーによる事故】

台所では、包丁の他にも、次のような器具で事故が起きています。

【事例⑤】 スライサーで、指先を切った。

(原因) 安全ホルダーを使わずに野菜をスライスしたため、手指が刃に接触

【事例⑥】 ハンドミキサーで指にけが

(原因) 電源プラグを抜かないまま、ハンドミキサーの刃の内側に詰まった材料を取ろうとしたため、除去後に刃が回転し手指に接触

- ◆スライサーも刃物です。スライス中は、スライサーから目を離さない。
- ◆野菜を保持する安全ホルダーは、必ず使用
- ◆詰まりなど除くため調理器具に触れるときは、必ず電源を抜く。

http://www.kokusen.go.jp/mimamori/mj_mailmag/mj-shinsen159.html

【電子レンジでの事故】

電子レンジは便利ですが、誤った使い方により、事故が起きています。

【事例⑦】 電子レンジの庫内から発煙し、庫内の一部が溶けた。

(原因) 庫内に食べ物などの汚れが付着していたため、汚れに電波が集中し炭化、発火

【事例⑧】 マグカップに入れた豆乳を電子レンジで加熱して取り出したところ、突然噴き出して顔にケガをした。

(原因) 長く温めたために過熱状態となり、飲もうとした際に突沸が生じた。

- ◆庫内はこまめに掃除し、汚れたまま使用しない。
- ◆びんや密封容器を使用する際は、容器のふた等を外して温める。
- ◆食品や飲み物は、加熱しすぎないように注意

<http://www.nite.go.jp/jiko/poster/swf/O22.html>

<http://www.nite.go.jp/jiko/poster/data/O210.pdf>

【カセットこんろの事故】

カセットこんろは鍋料理などに重宝しますが、取り扱いを誤ると火災の原因となります。

【事例⑨】 カセットこんろからガスが漏れ、漏れたガスに引火して火災が発生

(原因) ガスボンベを正しく取り付けなかったために、ガスが漏れが発生

【事例⑩】 カセットこんろを使用中に、ガスボンベが爆発

(原因) カセットこんろより大きい鍋を使用したり、カセットこんろを2台並べた上に鉄板を置いて使用したため、ガスボンベが加熱され、ボンベ内の圧力が異常に上昇

- ◆ガスボンベは、指定されたものを正しく取り付ける。
- ◆こんろにあった大きさの鍋を使用する。
- ◆カセットこんろを2台並べた使用は絶対にしない。

<http://www.nite.go.jp/jiko/poster/data/O110.pdf>

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ 市町村の消費生活相談窓口

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインの利用により、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口
に自動的につながり、市内料金で相談できます。お気軽にご相談下さい。

《 消費者ホットライン：0570-064-370 》

☆ 県の消費生活相談窓口 ※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ 消費生活等相談（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- ・ 相談電話：097-534-0999

◇ 消費生活特別相談

- ・ 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- ・ 相談電話：097-534-0999

◇ 食品表示110番（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30
- ・ 相談電話：097-536-5000

☆ メルマガ登録者を募集しています！

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、
下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。

○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp （メルマガ専用アドレス）

=====

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（県消費生活センター）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：a13040@pref.oita.lg.jp

=====

県内の相談状況や悪質商法の手口など消費生活に関する情報を平成21年に配信を開始して、本号で100号となりました。今後とも、月2回程度メールで配信していきます。ぜひご活用ください。また、消費生活関係のご意見、情報がありましたら、お寄せください。

大分県消費生活・男女共同参画プラザ所長 山戸康弘

■ ご注意！海外ブランド品の通販トラブル

スニーカーやバッグなどの海外ブランド品を、インターネット通販で購入した際のトラブルに関する相談が、本県でも多く寄せられています。

【相談事例】

- ・代金を振り込んだのに、商品が届かない。
- ・開封したら壊れていた。すぐに壊れた。
- ・縫製が粗雑で、模倣品のようだ。

これらは、海外ブランド品のインターネット購入時に、国内の販売店のホームページと違って注文したにもかかわらず、注文先が実際は海外の通販サイトだったことからトラブルに遭ったものです。

【なぜ海外悪質サイトにアクセス？】

ではなぜ海外のウェブサイトにつながってしまったのでしょうか？この鍵は、検索方法にあります。

インターネットショッピングを行う際は、よく利用する通販サイトか、国内のインターネットモールに入ってから商品の検索を行うか、検索サイトで商品名を直接に入力して検索するのが一般的だと思います。

このうち、検索サイトで商品名を検索した場合の検索結果には、正規販売店に混ざって、模倣品を販売する海外の悪質なウェブサイトが表示されることがあります。

これらのサイトの中には、正規販売店によく似せたサイトも出現しています。また、日本語で表記されていることから、海外の悪質サイトと気づかずに注文して代金を振り込み、トラブルになるケースが多いようです。

【インターネット通販でのトラブル対応】

インターネットを含めて通信販売にはクーリング・オフ制度はありませんので、商品の返品や交換の際は、販売会社がそれぞれ定める返品規約に従った対応が行われます。この対応に納得できない場合は、更に販売会社と個別に交渉することになります。

加えて、販売会社が国内の場合は、販売会社に加えて、インターネットモールの運営会社やカードを利用した場合はカード会社とも交渉が可能な場合もありますので、お困りの場合は市町村の相談窓口やアイネスにご相談下さい。

一方、海外から購入した商品に関するトラブルの相談窓口として、消費者庁越境消費者センターが設けられています。… <http://www.cb-ccj.caa.go.jp/>

ただ、海外の悪質サイトの場合は、商品が届かなかったり、粗悪な商品のため商品交換や返金を求めようとしても、連絡先が実在しなかったり、連絡が取れても日本語が通じないといった場合がほとんどです。

【海外悪質サイトの見抜き方】

模倣品を販売する海外の悪質ウェブサイトは、トラブルがあっても解決が難しいことから、海外の悪質ウェブサイトで購入しないことが大切です。

海外の悪質サイトかどうかを見抜くチェックポイントは、次の4点です。

《運営者の氏名・住所・電話番号の記載なし》

- ・連絡手段がEメールのみのウェブサイトは危険
- ・記載されている住所や電話番号が架空のことも
…入金前に電話をかけてみると、つながらなかったり、相手が出て日本語が通じないことも

《正規販売店の販売価格より、極端に値引き》

- ・正規販売店の販売価格よりも大幅に安価な場合は、真正品であるか慎重な判断が必要
…新品の有名ブランド（※真正品）を質に入れた場合の引き取り額は、おおよそ6割程度とされています。
- ・一方、大幅には安くないが正規販売店の販売価格よりは安いと言うことで申し込み、トラブルに遭った相談事例もありました。

《日本語の表現が不自然》

- ・機械翻訳のような不自然な日本語表記がされているウェブサイトには要注意
…「三日か五日届けます！」などおかしい文章がみられます。

《支払い方法が銀行振込のみ》

- ・模倣品を販売するウェブサイトでは、クレジットカードが利用できないケースが多い。
- ・ウェブサイトの名称や運営者氏名と口座名義人の異なるケースや、振込先の銀行口座名が外国人名である場合は要注意
…銀行振込の場合、一旦振り込むとお金を取り戻すことは極めて困難です。

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ 市町村の消費生活相談窓口

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインの利用により、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口
に自動的につながり、市内料金で相談できます。お気軽にご相談下さい。

《 消費者ホットライン：0570-064-370 》

☆ 県の消費生活相談窓口 ※メールやファックスでは受付していません。

◇ 消費生活等相談（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- ・ 相談電話：097-534-0999

◇ 消費生活特別相談

- ・ 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- ・ 相談電話：097-534-0999

◇ 食品表示110番（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30
- ・ 相談電話：097-536-5000

☆ メルマガ登録者を募集しています！

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、
下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。

○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp （メルマガ専用アドレス）

=====
大分県消費生活・男女共同参画プラザ（県消費生活センター）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：a13040@pref.oita.lg.jp
=====

***** ◇◆ 目次 ◆◇ *****

- 1 ご注意！冬の事故防止
- 2 アイネスからのお知らせ

■ ご注意！冬の事故防止

冬本番となり、寒い日が続いています。

冬期は、暖房機器の使用による火傷や火災、一酸化炭素中毒が多く発生しています。独立行政法人製品評価技術基盤機構の調べでは、平成18年からの5年間で電気ストーブ948件、石油ストーブ633件、石油温風暖房機で281件の事故が全国で起きています。

この他にも、電気こたつ、湯たんぽの使用や、入浴時にも注意が必要です。

そこで、冬の事故防止についてまとめました。

【給油時の事故防止】

ストーブやファンヒーターに給油する際は、注意が必要です。

〈事例1〉ストーブを消さずに給油したため、こぼれた灯油にストーブの火が引火し火災に

〈事例2〉給油時に間違えてガソリンを入れて点火し、炎が上がって火災に

〈事例3〉昨シーズンから持ち越して変質した灯油や、汚れた灯油、水の混じった灯油などを使用したため、異常燃焼等の事故に

- ◆給油する際は、完全に火が消えたことを確認
- ◆灯油をこぼした場合には、十分にふき取る。

<http://www.nite.go.jp/jiko/poster/data/O240.pdf>

- ◆変質した灯油や、汚れた灯油、水の混じった灯油は使用しない。

…廃棄する際には、近くのガソリンスタンドや灯油販売店等に相談する。

http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20131121_1.html

【ストーブ使用時の事故防止】

石油等の暖房機による火災原因で多いのが、可燃物の接触や落下です。

〈事例1〉石油やガスのストーブに洗濯物が落下し、火災に

〈事例2〉就寝中、石油や電気のストーブにふとんが接触して火災に

〈事例3〉石油ファンヒーター使用中に、近くに置いていたスプレー缶が爆発

〈事例4〉ガスストーブ使用中に、ガスホース接触部から出火

- ◆近くに、紙、衣類など燃えやすいものを置かない。カーテン等から離して使用する。
- ◆ストーブの周囲や上方に洗濯物を干さない。
- ◆就寝中や人のいないところでは使用しない
- ◆スプレー缶を近くに置かない。使用しない。

◆電源コードやガス管の劣化やほこりに注意

<http://www.nite.go.jp/jiko/poster/data/O390.pdf>

【こたつや湯たんぽの事故防止】

電気こたつや湯たんぽでも、事故が起きています。

〈事例1〉電気こたつの中に掛け布団を押し込んで使用したため、ヒーターユニットの保護カバーに布団が接触して火災発生

〈事例2〉電子レンジ加熱式ゆたんぽを、電子レンジで加熱したところ、規定時間を超えて加熱したため、取り出した際に破裂して右手にやけど

◆電気こたつの中に、こたつ布団や座布団などを押し込まない。

<http://www.nite.go.jp/jiko/poster/data/O400.pdf>

◆電子レンジ加熱式ゆたんぽは、決められた加熱方法(加熱のワット数・時間)を守る。

<http://www.nite.go.jp/jiko/poster/data/O430.pdf>

【不完全燃焼や低温やけど】

暖房器具の使用時は、一酸化炭素中毒や低温やけどにも注意が必要です。

〈事例1〉ストーブやガス湯沸かし器を換気不足で使用し、一酸化炭素中毒に

〈事例2〉ゆたんぽを使用していたら、足に低温やけど

〈事例3〉暖房機の温風に長時間当たったことにより、低温やけどや脱水症状に

◆石油やガスストーブを使うときは、1時間に1～2回換気を行う。

◆不完全燃焼防止のため、定期的にフィルター等を掃除する。

◆ゆたんぽは、就寝前に布団の中に入れ、温まったら布団から取り出す。

…ゆたんぽを長時間皮膚に接触させると、低温やけどを起こすことがあります。

◆子ども、高齢者や病気の人などが暖房器具を使う場合は、周囲の人が十分に注意する。

<http://www.nite.go.jp/jiko/poster/data/O230.pdf>

【暖房器具のリコール製品】

消費者庁が暖房器具のリコール製品を公表しました。

〈対象機器〉 次の21品目

- ・石油ストーブ・石油温風暖房機
- ・電気ストーブ
- ・エアコン
- ・電気カーペット・電気マット
- ・加湿器
- ・エアソール式簡易消化具

◆ 自宅等の保有機器を確認ください。

◆ リコール製品をそのまま使い続けると、火災等の重大な事故を引き起こすおそれがあり、大変危険です。

◆ 対象機器の製造会社名や機種名など詳しくは

http://www.caa.go.jp/safety/pdf/131225kouhyou_2.pdf

【高齢者の入浴事故防止】

寒くなると注意が必要なのが、入浴時の急激な温度変化に伴う入浴事故です。

山形県庄内保健所では、地域の入浴事故死亡者が交通事故死の4.7倍で、その約9割が高齢者という調査結果を受けて、リーフレットを作成するなど、入浴事故予防に向けた取り組みを実施しています。

大分でも冬場の入浴では、暖かい部屋から寒い脱衣場、浴室へ、熱いお湯につかった後は再び寒い脱衣場へと、急な温度変化にさらされます。

脱衣所や浴室を暖めるなどの工夫をし、ご注意ください。

◆山形県庄内保健所 安全おふろの入浴術

<http://www.pref.yamagata.jp/ou/sogoshicho/shonai/337021/4126navi/leaflet2013.html>

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ 市町村の消費生活相談窓口

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインの利用により、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口

に自動的につながり、市内料金で相談できます。お気軽にご相談下さい。

《 消費者ホットライン：0570-064-370 》

☆ 県の消費生活相談窓口 ※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ 消費生活等相談（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- ・ 相談電話：097-534-0999

◇ 消費生活特別相談

- ・ 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- ・ 相談電話：097-534-0999

◇ 食品表示110番（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30
- ・ 相談電話：097-536-5000

☆メルマガ登録者を募集しています！

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。

○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp （メルマガ専用アドレス）

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（県消費生活センター）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：a13040@pref.oita.lg.jp

=====

***** ◇◆ 目次 ◆◇ *****

- 1 農薬を検出した冷凍食品の自主回収情報
- 2 アイネスからのお知らせ

■ **ご注意！農薬を検出した冷凍食品の自主回収情報**

株式会社アクリフーズの群馬工場が製造した冷凍食品の一部から、農薬（マラチオン）が検出されました。

これを受けて、同工場が製造した冷凍食品について、自主回収が行われています。

- ◆お手元に該当商品を保有しているかご確認下さい。
- ◆該当商品を保有している場合は、絶対に食べずに返品してください。
- ◆該当商品の大半には、製造者として「株式会社アクリフーズ群馬工場」が記載されていますが、プライベートブランドとして販売されている商品の一部には記載がありません。次のサイトでご確認ください。

<(株)アクリフーズ 回収製品一覧ウェブサイト>

http://www.aqli.co.jp/wp-content/uploads/2014/01/news_20140102_1.pdf

- ◆群馬工場が製造した冷凍食品に関する問い合わせは、(株)アクリフーズが受け付けています。
 - アクリフーズ お客様センター・・・(0120)69-0149（受付：午前9時～午後5時）
 - アクリフーズWEBサイト・・・<http://www.aqli.co.jp/>
 - 商品の返送先…〒370-0523群馬県邑楽郡大泉町吉田 1201
株式会社アクリフーズ 群馬工場（TEL 0276(63)4151）
着払い、氏名、郵便番号、住所、電話番号記述で返送

- ◆詳しくは…消費者庁のホームページ

http://www.caa.go.jp/safety/pdf/140105kouhyou_1.pdf

（参考）

- ・マラチオン：有機リン系の殺虫剤
…食べた場合の症状：吐き気・おう吐、唾液分泌過多、発汗過多、下痢、腹痛 等

- ◆この他の食品、家電製品、住居品等のリコール情報については、消費者庁のリコール情報サイトをご覧ください。

PCから…<http://www.recall.go.jp/>

携帯から…<http://www.recall.go.jp/m/>

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ 市町村の消費生活相談窓口

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインの利用により、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口
に自動的につながり、市内料金で相談できます。お気軽にご相談下さい。

《 消費者ホットライン：0570-064-370 》

☆ 県の消費生活相談窓口 ※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ 消費生活等相談（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- ・ 相談電話：097-534-0999

◇ 消費生活特別相談

- ・ 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- ・ 相談電話：097-534-0999

◇ 食品表示110番（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30
- ・ 相談電話：097-536-5000

☆ メルマガ登録者を募集しています！

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、
下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。

○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp （メルマガ専用アドレス）

=====

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（県消費生活センター）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：a13040@pref.oita.lg.jp

=====

***** ◇◆ 目次 ◆◇ *****

- 1 ご注意！子ども・若年層のトラブル
- 2 アイネスからのお知らせ

■ ご注意！子ども・若年層のトラブル

アイネスに相談のあった子どもや若年層のトラブルについてまとめました。いずれの事例も、困ったときは、市町村の相談窓口やアイネスにご相談ください。

なお、子どもの家庭内の事故防止については、アイネス消費生活情報85号（2013年5月）をご覧ください。

【オンラインゲーム・トラブル】

子どものオンラインゲームのトラブルが本県も含め、全国で急増しています。

〈多い相談〉クレジットカード会社から身に覚えのない請求が届いた。確認すると、子どもが無断で家族のクレジットカードを使って、オンラインゲームのアイテムを購入していた。

〈対象機器〉携帯型ゲーム機、スマートフォン、タブレット端末、携帯型音楽プレーヤー等

〈全国平均の購入金額〉約21万円

〈トラブルの原因〉ゲームを続けるために、親などのクレジットカードを無断で使ったり、カード情報が登録されている機器を操作して、子どもが決済手続きをしていた。…本県でも、5歳未満の子どもがゲームを続けるために、有料アイテムを購入したケースがありました。

- ◆親子でゲームについて確認し、話し合う。
- ◆クレジットカードの管理に十分注意し、利用明細を毎月確認する。
- ◆詳しくは、http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20131212_1.pdf

【お菓子を食べたら酔っぱらった】

お菓子にアルコールが入っていると思わずに子どもに与えてしまい、子どもの具合が悪くなったという事例です。お菓子にはアルコールが入っているものがあり、注意が必要です。

〈事例1〉洋菓子店で購入したケーキを食べた娘が嘔吐した。ブランデーが使われていたが、購入時にアルコール入りという説明はなかった。

〈事例2〉液体の色や容器が類似しているため、清涼飲料と間違えてアルコール飲料を子どもが飲んでしまうケースも

- ◆菓子類は洋酒などのアルコールが含まれていても、「酒類」の表示は義務付けられていません。（飲料は、アルコールが1%以上含まれていれば表示の義務）
- ◆店頭で確認したり、原材料の表示をよく見たりするなど注意が必要です。
- ◆詳しくは、<http://www.kokusen.go.jp/mimamori/pdf/support70.pdf>

【無料のはずが、高額な美容医療契約に】

街角で無料や格安料金でマッサージなどを勧誘され、その後高額な美容医療の契約を強引にさせられたとの相談が、全国で多く寄せられています。

〈事例1〉他県に住む大学生が、駅前で割引券を渡されて、サロンでマッサージをしてもらった。その際に、美容外科での格安な痩身マッサージを紹介され、後日受けた後に15万円のレーザー脱毛手術を強引に契約をさせられた。

〈事例2〉「肌が荒れているので医師の診察が必要」などと強引にクリニックに誘導したり、何時間も個室で勧誘を続けて契約をさせられた。

◆美容医療サービスは医療行為であり、身体的なリスクを伴う上、多くは自由診療で保険適用がなく高額な契約になりがちです。

◆街角で声をかけられても、安易に誘いには乗らないことが大切です。十分に説明を聞き、慎重に判断するようにしましょう。

◆詳しくは、<http://www.kokusen.go.jp/mimamori/pdf/support68.pdf>

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ 市町村の消費生活相談窓口

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインの利用により、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口

に自動的につながり、市内料金で相談できます。お気軽にご相談下さい。

《 消費者ホットライン：0570-064-370 》

☆ 県の消費生活相談窓口 ※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ 消費生活等相談（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- ・ 相談電話：097-534-0999

◇ 消費生活特別相談

- ・ 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- ・ 相談電話：097-534-0999

◇ 食品表示110番（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30
- ・ 相談電話：097-536-5000

☆ メルマガ登録者を募集しています！

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。

○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp （メルマガ専用アドレス）

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（県消費生活センター）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：a13040@pref.oita.lg.jp

=====

***** ◇◆ 目次 ◆◇ *****

- 1 最近の相談事例から
- 2 PM2.5について
- 3 アイネスからのお知らせ

■ 最近の相談事例から

アイネスに最近寄せられた消費者トラブルについて、ご紹介します。

「高い利益が得られる」、「市価より安い」、「社会に貢献できる」、「名義だけ貸してくれれば」など言葉巧みに勧誘され、トラブルに遭っています。ご注意ください。

【老人ホームに関する詐欺的勧誘】

高齢者の自宅に様々な投資に関するパンフレットを送り付けた後で、別会社を名乗る人からの「送られたパンフレットは特定の人しか持っていない。譲って欲しい」との電話を手始めに、様々な役割の者が電話で勧誘し、資金を振り込ませるトラブルが後を絶ちません。

今回相談があったのは、建設予定の老人ホームについてです。

相談者は、「パンフレットを譲って欲しい」との電話でおかしいと思いアイネスに相談し、被害を免れています。この「劇場型勧誘」の手口は、より巧妙化、悪質化しています。

おかしいと思ったときやトラブルが起きたときは、できるだけ早く市町村やアイネスにご相談下さい。

国民生活センター…親切心につけこむ「老人ホーム入居権」の買え買え詐欺にご注意！

http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20140206_2.html

【外国通貨の投資に関するマルチ商法】

イラク通貨に投資すれば儲かるし、友人を紹介すれば収入が得られると勧められ高額な投資をしたが、儲からないので解約したいという相談です。

イラク通貨など国内では換金困難な通貨の投資トラブルは、従来から問題となっています。

今回のケースは、マルチ商法の形を取っていますが、実際の通貨レートに比べて著しい暴利で販売されており、注意が必要です。

国民生活センター…まだ続く外国通貨取引の劇場型勧誘トラブル

http://www.kokusen.go.jp/mimamori/mj_mailmag/mj-shinsen144.html

【カード事業への詐欺的勧誘】

友人からカード事業への投資を勧められ、出資したとの相談です
カード事業へ出資すれば利益が得られるし、その会社のクレジットカードが使えるようになる、クレジットカードの契約ができない人に勧誘するものです。
相談者は数十万円出資したものの、クレジットカードは届かず、解約・返金を求めたいとして、アイネスに相談がありました。
同様の相談が全国的に寄せられており、注意が必要です。

【消費者トラブル時のネット検索に注意】

インターネットで検索した業者に、消費者トラブルの解決を数万円で依頼したが解決できなかったという相談が寄せられています。
トラブルにあったため解決してもらおうと、インターネットで「消費者トラブル」などと検索すると、公的機関に混ざって探偵事務所や興信所等が表示されることがあります。
これらの業者は調査は行いますが、相手事業者と交渉してトラブルを解決することはできません。
お困りの際は、まず、市町村の相談窓口やアイネスにご相談下さい。

消費生活センターとは…

http://www.pref.oita.jp/uploaded/life/110932_339983_misc.pdf

【物干し竿2本で千円が1本2万7千円に～移動販売の購入トラブル】

物干し竿の移動販売業者から、高額な料金を請求されたという相談が、昨年末に県内各地から寄せられています。

格安を宣伝している販売車を呼び止めたところ、

〈事例1〉 ステンレス竿を勧められ、自宅用の長さに竿を切った後で、数万円を請求され、切断後は解約できないと断られた。

〈事例2〉 2本で2万円を請求された。既製品だったので、メーカーに確認したら割高だった。

【アドバイス】

- ◆移動販売業者から購入する際は、購入前にしっかり商品と金額を確認することが大切です。金額等に納得がいけない場合はきっぱり断りましょう。
- ◆クーリング・オフ等が可能な場合もありますが、連絡先がわからず、その後の返金交渉等ができないケースが多く見られます。

■PM2.5の飛来

立春も過ぎ、桜の季節が待ち遠しいこの頃ですが、これからは、微小粒子状PM2.5が特に飛来しやすい季節を迎えます。

〈PM2.5とは〉

大気中に浮遊する粒子のうち、大きさが2.5マイクロ（100万分の1）メートル以下の非常に小さい粒子のことです。その成分は、地域や季節、気象条件などにより変動します。

〈影響〉

粒子の大きさが非常に小さい（髪の毛の太さの30分の1）ため、肺の奥深くまで入りやすく、喘息や気管支炎などの呼吸器系疾患への影響のほか、肺がんのリスクの上昇や循環器系への影響も懸念されています。

子供や高齢者、肺や心臓等の持病がある人は、特に注意が必要です。

〈発生源〉

黄砂や火山の噴煙等の自然由来、自動車や工場、発電所等の人為起源、大気中で二次的に生成されるものなど様々です。

PM2.5の大気汚染と健康への影響は、政府広報や環境省がやさしく解説しています。

<http://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg7769.html>

<http://www.env.go.jp/air/osen/pm/info/attach/faq.pdf>

県下のPM2.5の最新の測定結果や、注意喚起情報等は大分県のホームページをご覧ください。<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13350/particulate25.html>

日本気象協会では、3日先までの予測をホームページで公開しています。

http://guide.tenki.jp/guide/particulate_matter/

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ 市町村の消費生活相談窓口

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインの利用により、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口自動的につながり、市内料金で相談できます。お気軽にご相談下さい。

《 消費者ホットライン：0570-064-370 》

☆ 県の消費生活相談窓口 ※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ 消費生活等相談（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30

- 相談電話：097-534-0999
- ◇ 消費生活特別相談
 - 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
 - 相談電話：097-534-0999
- ◇ 食品表示110番（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）
 - 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30
 - 相談電話：097-536-5000

☆ **メルマガ登録者を募集しています！**

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、
下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。

○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp （メルマガ専用アドレス）

=====
大分県消費生活・男女共同参画プラザ（県消費生活センター）
〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）
TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684
ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>
E-mail：a13040@pref.oita.lg.jp
=====

***** ◇◆ 目次 ◆◇ *****

- 1 健康食品のトラブルと効能・影響
- 2 アイネスからのお知らせ

■ 健康食品のトラブル ～ 70才以上では相談件数トップ

健康食品のトラブルが急増しています。本年度上半期にアイネスが受け付けた相談件数では、健康食品の相談はインターネット関連の相談に次いで多く、特に70才以上ではトップを占めています。

健康食品のトラブルは、高額な商品を送り付けられた等の販売方法に関するものと、その摂取による効能・効果や健康への影響に大別されます。

〈事例1〉高齢者を狙った健康食品の送り付け

一時期、非常に多かったトラブルです。「3ヶ月前にお申し込みいただいた健康食品を今から送ります」などと突然電話があり、「申し込んだ覚えがない」と断っても2、3万円の健康食品を強引に送りつけるものです。

【アドバイス】

- ◆ 覚えがなければ、きっぱりと断り続けることが大切です。
- ◆ もし商品が届いても、絶対にお金を払ってはいけません。商品の受け取りを拒否し、業者名と連絡先をメモして、市町村や県の消費生活相談窓口にご相談下さい。
- ◆ 周りの方は、高齢者がトラブルにあっていないか見守りをお願いします。

〈事例2〉有料だった健康食品の試供品

最近多いのが、無料と思って飲んだ試供品が有料だったとの相談です。

「健康食品の試供品を送る」と電話があり、無料だと思って承諾した。商品が届いたので飲んでみたら、飲み終わった頃に請求書が届いたというものです。

【アドバイス】

- ◆ 「試供品」「お試し」「サンプル」などと電話で勧誘し、消費者に無料だと思い込ませる場合があります。無料であるかどうかを確認するようにしましょう。
- ◆ 試供品が無料でも、その後、商品購入の勧誘が続くこともあります。

〈事例3〉初回限定格安の健康食品

「初回限定で、通常より格段に安く健康食品をお売りします」というテレビ広告や新聞の折り込みチラシを目にする機会も多いと思います。

しかし中には、格安商品の申し込みが、その後の継続購入の申し込みとセットになっており、その後継続して通常価格の商品が送られてくる場合がありますので注意が必要です。

また一度申し込んだら、その後電話勧誘が頻繁にあるという相談もあります。

【アドバイス】

- ◆ 購入の申し込みの際は、本当に必要なものをよく考えて判断しましょう。
- ◆ パンフレットや商品に同封されている説明書をよく読みましょう。
- ◆ お困りの際は、市町村やアイネスにご相談下さい。

〈事例4〉長期購入の健康食品の解約

健康食品を一定期間の継続購入により、通常より安い価格で購入していた。体に合わない
ので解約したいが、契約期間中だとして中途解約ができないといった相談です。

店舗で購入した場合は、原則としてクーリング・オフはできませんので、販売店に身体に
合わないことを説明して、未使用分を返品するなどの交渉を個別にすることになります。

【アドバイス】

- ◆ 広告などに記載されている契約条件をよく確認して、慎重に利用しましょう。
- ◆ 途中で解約する際の条件も、よく確認することが必要です。

■ 健康食品の効能と影響 ～ 健康被害が発生すること

〈1〉健康食品の効能

- 健康食品の広告がテレビなどであふれていますが、健康食品は薬ではなく、食品にすぎ
ません。健康食品は、あくまでも食生活における補助的なものと考えることが大切です。
- 「やせる」、「病気が治る」など効能や効果を宣伝・表示することは、薬事法で禁止され
ています。
- 一方、多くの業者は「体験談」という形で効果がありそうな宣伝をしています。
- 健康食品はマルチ商法や催眠商法などで売られることも多く、「癌が治る」など過大な
販売が目立ちます。高額なものを買わされないように、冷静な判断が必要です。

〈2〉健康食品の健康被害

- 健康食品の摂取で、下痢、発疹や肝機能障害などの健康被害が起きることがあります。
- 特に、インターネットで販売される外国製のダイエット食品等には、医薬品成分が違法
添加されているおそれがあり、注意が必要です。
- 一方、医師から処方された薬を飲んでいる場合は、処方された薬が効かなくなったり副
作用が出ることもあります。自己判断で使うのは危険です。事前に医師にご相談下さい。

〈3〉トクホや栄養表示

- 「栄養機能食品」、「特定保健用食品」と表示できる健康食品があります。
- 栄養機能食品は、「カルシウムは、骨や歯の形成に必要な栄養素です」といった栄養成
分を表示した食品です。
- 特定保健用食品（トクホ）は、「おなかの調子を整える」など健康の維持増進などの目

的のために使う食品です。

- どちらも医薬品ではないので、病気の予防や治療の効果はありません。

〈4〉下剤成分を含む健康茶

- いろいろな健康茶が販売されています。
- このうち、キャンドルブッシュ入りの15種の健康茶を国民生活センターが調査したところ、全てに下剤成分のセンノシドが含まれていました。
- キャンドルブッシュを含む健康茶は、下痢を起こす可能性があります。
- キャンドルブッシュの有無は、原材料表示で確認してください。

★ 国民生活センターHP

http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20140123_1.html#gyokai

〈5〉健康食品の成分の有効性や安全性

- 健康食品は効能や機能の表示はできません。一方、企業が提供する情報では有効性のみが強調されるため、誤解を生じやすい状況にあります。
- 独立行政法人国立・健康栄養研究所ではホームページで、健康食品の安全性・有効性情報を提供し、消費者に注意喚起しています。
- コラーゲンやヒアルロン酸など、気になる成分が項目があれば同ホームページの「素材情報データベース」で検索してみてください。

★ 独立行政法人 国立健康・栄養研究所 … <https://hfnet.nih.go.jp/>

【消費生活に関するご相談は・・・】

★ 市町村の消費生活相談窓口

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインの利用により、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口
に自動的につながり、市内料金で相談できます。お気軽にご相談下さい。

《 消費者ホットライン：0570-064-370 》

★ 県の消費生活相談窓口 ※メールやファックスでは受付していません。

◇ 消費生活等相談（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- 相談電話：097-534-0999

◇ 消費生活特別相談

- 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- 相談電話：097-534-0999

◇ 食品表示110番（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

- 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30
- 相談電話：097-536-5000

☆ **メルマガ登録者を募集しています！**

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、
下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。

○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp (メルマガ専用アドレス)

=====

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（県消費生活センター）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：a13040@pref.oita.lg.jp

=====

***** ◇◆ 目次 ◆◇ *****

- 1 ご注意！引越サービス利用の際のトラブル
- 2 アイネスからのお知らせ

■ ご注意！引越サービス利用の際のトラブル

春の訪れとともに、進学や就職・転勤の時期を迎えます。

アイネスには毎年3月から5月にかけて、引越サービスに関する相談が多く寄せられています。

特に今年は、消費税増税による駆け込み需要の影響もあり、大変混雑することが予想されます。そこで、引越サービスを利用する際の注意点についてまとめました。

引越サービスのルール

引越サービスに伴うトラブルを未然に防ぐため、国がルールを定めています。これが標準引越運送約款です。

引越業者は見積り時にこの約款を申込者に提示することとされています。

約款の主な内容は、次のとおりです。

- 見積りは無料。見積りの際に、内金や手付金は払う必要なし
- 現金や貴重品、危険物、ペット等は引き受けできない
- 解約・延期手数料は、引越荷物の受取日の前日連絡で1割以内、当日連絡で2割以内
- 破損や紛失などの事業者の責任は、引越後3ヶ月以内に連絡ない場合は消滅
- 詳しくは、[国土交通省のホームページ](#) …

<http://www.mlit.go.jp/common/000021071.pdf>

引越サービスに関する主な相談事例と注意点は次のとおりです。

〈事例1〉

インターネットで見つけた引越業者に見積りを依頼したところ、すぐに業者から電話があり、口頭で見積額を提示され、段ボールと契約書を送ると言われ、了承してしまった。

その後、別の業者から見積りを取り、結果的にそちらと契約を決めたため最初の業者を断ったところ、解約料と段ボール代金を請求された。

【アドバイス】

- ◆ 見積りは複数の事業者依頼し、価格だけでなく、作業員数や補償などのサービス内容も十分に検討すること
- ◆ 契約時は約款を確認し、わからないことがあれば業者に積極的に問い合わせること
- ◆ 契約先が確定する前には梱包用の段ボールを受け取らないこと

〈事例2〉

午前中の作業を指定した引越業者が18時ごろになってようやく来たが、謝罪もなかった。作業終了後、荷物が一つなくなっており、翌朝業者に伝えたところ「鍵をかけて運ぶので、紛失は考えられない」と言われた。

【アドバイス】

- ◆ 繁忙期の引越は、作業時間等について事業者との事前の確認を入念に行うこと
- ◆ 引越作業中と作業終了後には、荷物の数や家具等の状況を点検すること
- ◆ 困ったときは、市町村やアイネスに相談すること

〈事例3〉

引越後しばらくたってから家具が傷ついているのに気がついた。業者に連絡したが、業者は引越から3カ月を超えていることを理由に対応してくれない。

【アドバイス】

- ◆ 引越が完了したら、すぐに荷物の状態等を確認すること
- ◆ 紛失や損傷の際は事業者速やかに連絡すること
 - … 約款により、引越後3ヶ月を過ぎると事業者の責任は消滅

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ 市町村の消費生活相談窓口

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインの利用により、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口

に自動的につながり、市内料金で相談できます。お気軽にご相談下さい。

《 消費者ホットライン：0570-064-370 》

☆ 県の消費生活相談窓口 ※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ 消費生活等相談（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- 相談電話：097-534-0999

◇ 消費生活特別相談

- 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- 相談電話：097-534-0999

◇ 食品表示110番（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

- 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30
- 相談電話：097-536-5000

☆ メルマガ登録者を募集しています！

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、
下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。

○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp (メルマガ専用アドレス)

=====

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（県消費生活センター）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：a13040@pref.oita.lg.jp

=====

***** ◇◆ 目次 ◆◇ *****

- 1 賃貸住宅退去時の原状回復について
- 2 いろいろな詐欺的勧誘
- 3 アイネスからのお知らせ

■ 賃貸住宅退去時の原状回復について

春は引越のシーズンですが、退去時に部屋の壁紙の張り替えや設備交換などの費用負担をめぐって、入居者（借主）と貸主でトラブルになることがあります。

原状回復をめぐるトラブルとガイドライン

国土交通省では、賃貸住宅の退去時におけるトラブルを防止するため、原状回復のルールとして、「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」を定めています。

… <http://www.retio.or.jp/info/pdf/honbun.pdf>

ガイドラインは、強制的な基準ではなく、現時点における原状回復の費用負担について妥当と考えられる一般的な基準としてまとめられたものですが、引越の際に読んでおくと参考になります。

原状回復とは、借りた当時の状態に戻すことではありません。ガイドラインでは原状回復を、「賃借人の居住、使用により発生した建物価値の減少のうち、賃借人の故意・過失など通常の使用を超えるような使用による損耗・毀損を復旧すること」としています。

ガイドラインによる借主と貸主の負担の考え方は、次のとおりです。

〈 借主の負担 〉

- ① 借主の責任により生じた汚れやキズ
 - ・タバコによる畳の焼き焦げ
 - ・引越作業でできたキズ
- ② 故障や不具合を放置してできた汚れやキズ
 - ・結露を放置したため、拡大したシミやカビ

〈 貸主の負担 〉

- ① 建物・設備等の自然的な劣化・損耗等
 - ・日照等による畳やクロスの変色
- ② 通常の使用により生ずる損耗等
 - ・ポスター等を貼ってできた壁の変色

- ・家具を設置してできたカーペットのへこみ
- ③ 退去後に行う、次の入居者向けの化粧直しや設備交換
 - ・次の入居者確保のために行う畳の裏返しや表替え
- ④ 震災等の不可抗力による消耗

賃貸住宅退去時のトラブル防止

アパート、マンション等の賃貸住宅へ入居する際には、通常賃貸借契約を家主と結び、敷金等を支払うのが一般的です。

敷金は、賃貸住宅から退去した後、家主が原状回復費用を差し引き、残額を借主に返還すべきものと考えられています。

ところが、賃貸住宅を退去した後のトラブルが多く、毎年1万件を超える相談が全国の消費生活センターに寄せられています。

〈相談事例〉

- 契約書に記載があるとして、敷金を返してもらえない
- アパートの退去時に、ハウスクリーニングやクロス張替えの原状回復費用として、多額の修理代を請求された

【アドバイス】

- ◆ 入居時には、室内や気になる箇所を撮影したり記録を取っておく
- ◆ 退去時には、管理会社等と双方で部屋の汚れや破損等をチェックし、修理箇所等について確認しておく
- ◆ 退去時に示された原状回復費用の内訳について、家主側に十分な説明を求める
- ◆ 当事者間の交渉で解決しない時は、裁判によることとなります。裁判でも少ない費用と時間で判決を言い渡す少額訴訟の手続きもあります
- ◆ 困ったときは市町村やアイネスにご相談ください

■ いろいろな詐欺的勧誘

未公開株、外国通貨、東京オリンピック関連、老人ホームなど名目は様々ですが、詐欺的な勧誘に関する相談が続いています。

いずれも投資について説明したパンフレットを高齢者宅に送付した後で、様々な役割の者が登場し、次のように持ちかけて、高額の出資を勧誘します。

「パンフレットは限られた人だけに送付されており、ぜひ買い取りたい」

「代わりに買ってくれたら、後で高値で買い取る」

「名義を貸してくれたら謝礼を払う」

先月消費者庁から注意喚起のあった未公開株を販売する事業者の例でも、送付されたパンフレットは、信頼できる会社だと思い込ませる内容となっているなど、手口は巧妙化しています。…http://www.caa.go.jp/adjustments/pdf/140218adjustments_1_1.pdf

これらの勧誘にのってお金を払ってしまうと、取り戻すのは非常に困難です。
おかしいと思ったときやトラブルが起きたときは、すぐに市町村やアイネスにご相談下さい。

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ **市町村の消費生活相談窓口**

県下すべての市町村には、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインの利用により、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口
に自動的につながり、市内料金で相談できます。お気軽にご相談下さい。

《 **消費者ホットライン：0570-064-370** 》

☆ **県の消費生活相談窓口** ※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ **消費生活等相談**（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- ・ 相談電話：**097-534-0999**

◇ **消費生活特別相談**

- ・ 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- ・ 相談電話：**097-534-0999**

◇ **食品表示110番**（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30
- ・ 相談電話：**097-536-5000**

☆ **メルマガ登録者を募集しています！**

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、
下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。

○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp （メルマガ専用アドレス）

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（県消費生活センター）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：a13040@pref.oita.lg.jp
